

神奈川県公報



県の花：山ゆり

平成24年10月23日（火曜日）

号 外 第 74 号

毎週火曜日及び金曜日発行

目 次	ページ	
○条例		国民健康保険法に基づく都道府県調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例（保健福祉・医療保険課）
神奈川県が管理する県道の構造の技術的基準及び県道に設ける道路標識の寸法を定める条例（県土整備・道路管理課）	3	13
神奈川県防災会議条例の一部を改正する条例（安全防災・災害対策課）	13	13
地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例（県民・NPO協働推進課）	13	14
		14

本号で公布された条例のあらまし

1 神奈川県が管理する県道の構造の技術的基準及び県道に設ける道路標識の寸法を定める条例

- (1) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による道路法の一部改正に伴い、神奈川県が管理する県道（以下「県道」という。）の構造及び県道に設ける道路標識について、次に掲げる基準等を定めることとした。
- ア 県道を新設し、又は改築する場合における車線その他の県道の構造の一般的技術的基準
- イ 県道に設ける道路標識のうち案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識の寸法
- (2) この条例は、平成24年12月1日から施行することとした。

2 神奈川県防災会議条例の一部を改正する条例

- (1) 災害対策基本法の一部改正に伴い、自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員の定数を8人とした。（第2条関係）
- (2) 知事の部内の職員のうちから指名される委員の定数を8人（現行21人）とした。（第2条関係）
- (3) その他規定の整備を行うこととした。（第2条関係）
- (4) この条例は、公布の日から施行することとした。

3 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

- (1) 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として2法人を定めるとともに、当該法人に係る神奈川県県税条例第10条第2項の期間を定めることとした。（別表関係）
- (2) 特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地の変更に伴い、所要の改正を行うこととした。（別表関係）
- (3) この条例は、公布の日から施行することとした。

4 国民健康保険法に基づく都道府県調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 国民健康保険法の一部改正に伴い、調整交付金のうち、その総額の9分の6に相当する額を普通調整交付金とし、9分の3に相当する額を特別調整交付金とすることとした。（第2条関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとした。
- (3) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

5 神奈川県屋外広告物条例の一部を改正する条例

- (1) 屋外広告物法第3条から第5条まで、第7条及び第8条の規定に基づく条例の制定及び改廃の事務を新たに平塚市が処理することとするため、規定の整備を行うこととした。（第47条関係）
- (2) この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。
- (3) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

(4) 事務処理の特例に関する条例について、所要の規定の整備を行うこととした。

6 神奈川県立の高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例

(1) 神奈川県立横浜ひなたやま支援学校を設置することとした。(別表第3 関係)

(2) この条例は、平成24年11月1日から施行することとした。

7 神奈川県高校生修学支援等基金条例の一部を改正する条例

(1) 国から交付される高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金の交付の対象となる事業に各種学校に在学する生徒に係る事業が追加されたことに伴い、規定の整備を行うこととした。(第2条関係)

(2) この条例は、公布の日から施行することとした。



条 例

神奈川県が管理する県道の構造の技術的基準及び県道に設ける道路標識の寸法を定める条例をここに公布する。

平成24年10月23日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第48号

神奈川県が管理する県道の構造の技術的基準及び県道に設ける道路標識の寸法を定める条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 県道の構造の一般的技術的基準（第 3 条～第45条）

第 3 章 案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識の寸法（第46条～第50条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号）第30条第3項及び第45条第3項の規定に基づき、県が管理する県道を新設し、又は改築する場合における当該県道の構造の一般的技術的基準並びに当該県道に設ける道路標識のうち案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識（これらの道路標識の柱の部分を除く。）の寸法を定めるものとする。

（用語の定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 歩道 専ら歩行者の通行の用に供するために、縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分という。
- (2) 自転車道 専ら自転車の通行の用に供するために、縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分という。
- (3) 自転車歩行者道 専ら自転車及び歩行者の通行の用に供するために、縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分という。
- (4) 車道 専ら車両の通行の用に供することを目的とする道路の部分（自転車道を除く。）という。
- (5) 車線 一縦列の自動車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる带状の車道の部分（副道を除く。）という。
- (6) 付加追越車線 専ら自動車の追越しの用に供するために、車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。）に付加して設けられる車線をいう。
- (7) 登坂車線 上り勾配の道路において速度の著しく低下する車両を他の車両から分離して通行させることを目的とする車線をいう。
- (8) 屈折車線 自動車を右折させ、又は左折させることを目的とする車線をいう。
- (9) 変速車線 自動車を加速させ、又は減速させることを目的とする車線をいう。

- (10) 中央帯 車線を往復の方向別に分離し、及び側方余裕を確保するために設けられる带状の道路の部分という。
- (11) 副道 盛土、切土等の構造上の理由により車両の沿道への出入りが妨げられる区間がある場合に当該出入りを確保するため、当該区間に並行して設けられる带状の車道の部分をいう。
- (12) 路肩 道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために、車道、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して設けられる带状の道路の部分という。
- (13) 側帯 車両の運転者の視線を誘導し、及び側方余裕を確保する機能を分担させるために、車道に接続して設けられる带状の中央帯又は路肩の部分という。
- (14) 停車帯 主として車両の停車の用に供するために設けられる带状の車道の部分をいう。
- (15) 軌道敷 専ら路面電車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第13号に規定する路面電車をいう。以下同じ。）の通行の用に供することを目的とする道路の部分という。
- (16) 交通島 車両の安全かつ円滑な通行を確保し、又は横断する歩行者若しくは乗合自動車若しくは路面電車に乗降する者の安全を図るために、交差点、車道の分岐点、乗合自動車の停留所、路面電車の停留場等に設けられる島状の施設をいう。
- (17) 植樹帯 専ら良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保を図ることを目的として、樹木を植栽するために縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる带状の道路の部分という。
- (18) 植樹柵 専ら良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保を図ることを目的として、樹木を植栽するために歩道、自転車道及び自転車歩行者道の一部に縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる柵状の部分という。
- (19) 路上施設 道路の附属物（共同溝及び電線共同溝を除く。）で歩道、自転車道、自転車歩行者道、中央帯、路肩、自転車専用道路（道路法第48条の14第2項に規定する自転車専用道路をいう。以下同じ。）、自転車歩行者専用道路（同項に規定する自転車歩行者専用道路をいう。以下同じ。）又は歩行者専用道路（同項に規定する歩行者専用道路をいう。以下同じ。）に設けられるものをいう。
- (20) 計画交通量 道路の設計の基礎とするために、当該道路の存する地域の発展の動向、将来の自動車交通の状況等を勘案して、道路構造令施行規則（昭和46年建設省令第7号）第1条第2項に定めるところにより、当該道路の新設又は改築に関する計画を策定する者で同条第1項に定めるものが定める自動車の日交通量をいう。
- (21) 設計速度 道路の設計の基礎とする自動車の速度をいう。
- (22) 視距 車線（車線を有しない道路にあつては、車道。以下この号において同じ。）の中心線上1.2メートルの高さから当該車線の中心線上にある高さ10センチメートルの物の頂点を見通すことができる距離を当該車線の中心線に沿って測った長さをいう。

第2章 県道の構造の一般的技術的基準

(県道の区分)

第3条 この章における県が管理する県道（以下「県道」という。）の区分は、道路構造令（昭和45年政令第320号。以下「構造令」という。）第3条に定めるところによる。

(車線等)

第4条 車道（副道、停車帯その他道路構造令施行規則第2条に定める部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の県道にあっては、この限りでない。

2 県道の区分及び地方部（市街地を形成している地域又は市街地を形成する見込みの多い地域以外の地域をいう。次項において同じ。）に存する県道にあっては地形の状況に応じ、計画交通量が次の表の設計基準交通量（自動車の最大許容交通量をいう。以下同じ。）の欄に掲げる値以下である県道の車線（付加追越車線、登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。同項において同じ。）の数は、2とする。

区 分		地 形	設計基準交通量 (単位 1日につき台)
第1種	第2級	平地部	14,000
	第3級	平地部	14,000
		山地部	10,000
	第4級	平地部	13,000
		山地部	9,000
第3種	第2級	平地部	9,000
	第3級	平地部	8,000
		山地部	6,000
	第4級	平地部	8,000
		山地部	6,000
第4種	第1級		12,000
	第2級		10,000
	第3級		9,000

交差点の多い第4種の県道については、この表の設計基準交通量に0.8を乗じた値を設計基準交通量とする。

3 前項に規定する県道以外の県道（第2種の県道で対向車線を設けないもの並びに第3種第5級及び第4種第4級の県道を除く。）の車線の数は4以上（交通の状況により必要がある場合を除き、2の倍数）、第2種の県道で対向車線を設けないものの車線の数は2以上とし、当該県道の区分及び地方部に存する県道にあっては地形の状況に応じ、次の表に掲げる1車線当たりの設計基準交通量に対する当該県道の計画交通量の割合によって定めるものとする。

区 分		地 形	1車線当たりの 設計基準交通量 (単位 1日につき台)
第1種	第2級	平地部	12,000
		山地部	9,000
	第3級	平地部	11,000
		山地部	8,000

	第4級	平地部	11,000
		山地部	8,000
第2種	第1級		18,000
	第2級		17,000
第3種	第2級	平地部	9,000
		山地部	7,000
	第3級	平地部	8,000
		山地部	6,000
	第4級	山地部	5,000
第4種	第1級		12,000
	第2級		10,000
	第3級		10,000

交差点の多い第4種の県道については、この表の1車線当たりの設計基準交通量に0.6を乗じた値を1車線当たりの設計基準交通量とする。

4 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。以下この項において同じ。）の幅員は、県道の区分に応じ、次の表の車線の幅員の欄に掲げる値とするものとする。ただし、第1種第2級、第3種第2級又は第4種第1級の普通道路（小型道路（構造令第3条第6項に規定する小型道路をいう。以下同じ。）以外の道路及び道路の部分をいう。以下同じ。）にあっては、交通の状況により必要がある場合においては、同欄に掲げる値に0.25メートルを加えた値、第1種第2級若しくは第3級の小型道路又は第2種第1級の県道にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同欄に掲げる値から0.25メートルを減じた値とすることができる。

区 分		車線の幅員 (単位 メートル)
第1種	第2級	3.5
	第3級	普通道路 3.5
		小型道路 3.25
	第4級	普通道路 3.25
		小型道路 3
第2種	第1級	普通道路 3.5
		小型道路 3.25
	第2級	普通道路 3.25
		小型道路 3
第3種	第2級	普通道路 3.25
		小型道路 2.75
	第3級	普通道路 3
		小型道路 2.75
	第4級	2.75
第4種	第1級	普通道路 3.25
		小型道路 2.75
	第2級 及び 第3級	普通道路 3
		小型道路 2.75

5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由に

よりやむを得ない場合又は第35条の規定により車道に狭窄部^{さく}を設ける場合においては、3メートルとすることができる。

(車線の分離等)

第5条 第1種又は第2種の県道(対向車線を設けない県道を除く。以下この条において同じ。)の車線は、往復の方向別に分離するものとする。車線の数^{さく}が4以上であるその他の県道について、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においても、同様とする。

2 前項前段の規定にかかわらず、車線の数(登坂車線、屈折車線及び変速車線の数を除く。以下この条において同じ。)が3以下である第1種の県道にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、その車線を往復の方向別に分離しないことができる。

3 車線を往復の方向別に分離するため必要があるときは、中央帯を設けるものとする。

4 中央帯の幅員は、当該県道の区分に応じ、次の表の中央帯の幅員の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、長さ100メートル以上のトンネル、長さ50メートル以上の橋若しくは高架の県道又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の中央帯の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

区 分		中央帯の幅員 (単位 メートル)	
第1種	第2級	4.5	2
	第3級	3	1.5
	第4級		
第2種	第1級	2.25	1.5
	第2級	1.75	1.25
第3種	第2級	1.75	1
	第3級		
	第4級		
第4種	第1級	1	
	第2級		
	第3級		

5 中央帯には、側帯を設けるものとする。

6 前項の側帯の幅員は、県道の区分に応じ、次の表の中央帯に設ける側帯の幅員の欄の左欄に掲げる値とするものとする。ただし、第4項ただし書の規定により中央帯の幅員を縮小する県道又は箇所については、同表の中央帯に設ける側帯の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

区 分		中央帯に設ける側帯の幅員 (単位 メートル)	
第 1 種	第 2 級	0.75	0.25
	第 3 級	0.5	
	第 4 級		
第 2 種		0.5	0.25
第 3 種	第 2 級	0.25	
	第 3 級		
	第 4 級		

第4種	第1級	0.25	
	第2級		
	第3級		

7 中央帯のうち側帯以外の部分(以下「分離帯」という。)には、柵その他これに類する工作物を設け、又は側帯に接続して縁石線を設けるものとする。

8 分離帯に路上施設を設ける場合においては、当該中央帯の幅員は、構造令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。

9 同方向の車線の数^{さく}が1である第1種の県道の当該車線の属する車道には、必要に応じ、付加追越車線を設けるものとする。

(副道)

第6条 車線(登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。)の数^{さく}が4以上である第3種又は第4種の県道には、必要に応じ、副道を設けるものとする。

2 副道の幅員は、4メートルを標準とするものとする。

(路肩)

第7条 県道には、車道に接続して、路肩を設けるものとする。ただし、中央帯又は停車帯を設ける場合においては、この限りでない。

2 車道の左側に設ける路肩の幅員は、県道の区分に応じ、次の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、付加追越車線、登坂車線若しくは変速車線を設ける箇所、長さ50メートル以上の橋若しくは高架の県道又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

区 分			車道の左側に設ける 路肩の幅員 (単位 メートル)	
第 1 種	第 2 級	普通道路	2.5	1.75
		小型道路	1.25	
	第 3 級 及 び 第 4 級	普通道路	1.75	1.25
		小型道路	1	
第 2 種		普通道路	1.25	
		小型道路	1	
第 3 種	第 2 級から 第 4 級まで	普通道路	0.75	0.5
		小型道路	0.5	
	第 5 級		0.5	
第 4 種			0.5	

3 前項の規定にかかわらず、車線を往復の方向別に分離する第1種の県道であって同方向の車線の数^{さく}が1であるものの当該車線の属する車道の左側に設ける路肩の幅員は、県道の区分に応じ、次の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、普通道路のうち、長さ100メートル以上のトンネル、長さ50メートル以上の橋若しくは高架の県道又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所であって、大型の自動車の交通量が少ないものについては、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

区 分		車道の左側に設ける路肩の幅員 (単位 メートル)	
第2級 及び 第3級	普通道路	2.5	1.75
	小型道路	1.25	
第4級	普通道路	2.5	2
	小型道路	1.25	

- 4 車道の右側に設ける路肩の幅員は、県道の区分に応じ、次の表の車道の右側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値以上とするものとする。

区 分			車道の右側に設ける 路肩の幅員 (単位 メートル)
第 1 種	第 2 級	普通道路	1.25
		小型道路	0.75
	第 3 級 及 第 4 級	普通道路	0.75
		小型道路	0.5
第 2 種		普通道路	0.75
		小型道路	0.5
第 3 種			0.5
第 4 種			0.5

- 5 普通道路のトンネルの車道に接続する路肩（第3項本文に規定する路肩を除く。）又は小型道路のトンネルの車道の左側に設ける路肩（同項本文に規定する路肩を除く。）の幅員は、第1種第2級の県道にあっては1メートルまで、第1種第3級又は第4級の県道にあっては0.75メートルまで、第3種（第5級を除く。）の普通道路にあっては0.5メートルまで縮小することができる。

- 6 副道に接続する路肩については、第2項の表第3種の項車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の左欄中「0.75」とあるのは、「0.5」とし、第2項ただし書の規定は適用しない。

- 7 歩道、自転車道又は自転車歩行者道を設ける県道にあっては、道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために支障がない場合においては、車道に接続する路肩を設けず、又はその幅員を縮小することができる。

- 8 第1種又は第2種の県道の車道に接続する路肩には、側帯を設けるものとする。

- 9 前項の側帯の幅員は、県道の区分に応じ、普通道路にあっては次の表の路肩に設ける側帯の幅員の欄の左欄に掲げる値と、小型道路にあっては0.25メートルとする。ただし、普通道路のトンネルの車道に接続する路肩に設ける側帯の幅員は、同表の路肩に設ける側帯の幅員の欄の右欄に掲げる値とすることができる。

区 分		路肩に設ける側帯の幅員 (単位 メートル)	
第1種	第2級	0.75	0.5
	第3級	0.5	0.25
	第4級		
第2種	第1級	0.5	
	第2級		

- 10 道路の主要構造部を保護するため必要がある場合においては、

歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して、路端寄りに路肩を設けるものとする。

- 11 車道に接続する路肩に路上施設を設ける場合においては、当該路肩の幅員については、第2項の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄又は第4項の表の車道の右側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値に当該路上施設を設けるのに必要な値を加えてこれらの規定を適用するものとする。

(停車帯)

- 第8条** 第4種（第4級を除く。）の県道には、自動車の停車により車両の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、車道の左端寄りに停車帯を設けるものとする。

- 2 停車帯の幅員は、2.5メートルとするものとする。ただし、自動車の交通量のうち大型の自動車の交通量の占める割合が低いと認められる場合においては、1.5メートルまで縮小することができる。

(軌道敷)

- 第9条** 軌道敷の幅員は、軌道の単線又は複線の別に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

単線又は複線の別		軌道敷の幅員 (単位 メートル)
単	線	3
複	線	6

(自転車道)

- 第10条** 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の県道には、自転車道を県道の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の県道又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の県道（前項に規定する県道を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を県道の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 3 自転車道の幅員は、2メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1.5メートルまで縮小することができる。

- 4 自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、構造令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。

- 5 自転車道の幅員は、当該県道の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(自転車歩行者道)

- 第11条** 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の県道（自転車道を設ける県道を除く。）には、自転車歩行者道を県道の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 自転車歩行者道の幅員は、歩行者の交通量が多い県道にあっては4メートル以上、その他の県道にあっては3メートル以上

とするものとする。

- 3 横断歩道橋若しくは地下横断歩道（以下「横断歩道橋等」という。）又は路上施設を設ける自転車歩行者道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあっては3メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあっては2メートル、並木を設ける場合にあっては1.5メートル、ベンチを設ける場合にあっては1メートル、その他の場合にあっては0.5メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の県道にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 4 自転車歩行者道の幅員は、当該県道の自転車及び歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

（歩道）

第12条 第4種（第4級を除く。）の県道（自転車歩行者道を設ける県道を除く。）、歩行者の交通量が多い第3種（第5級を除く。）の県道（自転車歩行者道を設ける県道を除く。）又は自転車道を設ける第3種若しくは第4種第4級の県道には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 第3種又は第4種第4級の県道（自転車歩行者道を設ける県道及び前項に規定する県道を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 3 歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い県道にあっては3.5メートル以上、その他の県道にあっては2メートル以上とするものとする。

- 4 横断歩道橋等又は路上施設を設ける歩道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあっては3メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあっては2メートル、並木を設ける場合にあっては1.5メートル、ベンチを設ける場合にあっては1メートル、その他の場合にあっては0.5メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の県道にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 5 歩道の幅員は、当該県道の歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

（歩行者の滞留の用に供する部分）

第13条 歩道、自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路には、横断歩道、乗合自動車停車所等に係る歩行者の滞留により歩行者又は自転車の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、主として歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

（植樹帯）

第14条 第4種第1級及び第2級の県道には、植樹帯を設けるものとし、その他の県道には、必要に応じ、植樹帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 植樹帯の幅員は、1.5メートルを標準とするものとする。

- 3 次に掲げる県道の区間に設ける植樹帯の幅員は、当該県道の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況並びに良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保のため講じられる他の措置を総合的に勘案して特に必要があると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、その事情に応じ、同項の規定により定められるべき値を超える適切な値とするものとする。

（1）都心部又は景勝地を通過する幹線道路の区間

（2）相当数の住居が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する幹線道路の区間

- 4 植樹帯の植栽に当たっては、地域の特性等を考慮して、樹種の選定、樹木の配置等を適切に行うものとする。

（植樹樹）

第15条 前条第1項ただし書に規定する場合においては、県道には、必要に応じ、植樹樹を設けるものとする。

- 2 植樹樹は、自転車及び歩行者の交通に支障を及ぼさない適切な大きさとするものとする。

- 3 植樹樹の植栽に当たっては、地域の特性等を考慮して、樹種の選定、樹木の配置等を適切に行うものとする。

（設計速度）

第16条 県道（副道を除く。）の設計速度は、県道の区分に応じ、次の表の設計速度の欄の左欄に掲げる値とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の設計速度の欄の右欄に掲げる値とすることができる。

区 分		設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	
第1種	第2級	100	80
	第3級	80	60
	第4級	60	50
第2種	第1級	80	60
	第2級	60	50又は40
第3種	第2級	60	50又は40
	第3級	60、50又は40	30
	第4級	50、40又は30	20
	第5級	40、30又は20	
第4種	第1級	60	50又は40
	第2級	60、50又は40	30
	第3級	50、40又は30	20
	第4級	40、30又は20	

- 2 副道の設計速度は、1時間につき、40キロメートル、30キロメートル又は20キロメートルとする。

（車道の屈曲部）

第17条 車道の屈曲部は、曲線形とするものとする。ただし、緩和区間（車両の円滑な走行のために車道の屈曲部に設けられる一定の区間をいう。以下同じ。）又は第35条の規定により設けられる屈曲部については、この限りでない。

（曲線半径）

第18条 車道の屈曲部のうち緩和区間を除いた部分（以下「車道の

曲線部」という。)の中心線の曲線半径(以下「曲線半径」という。)は、当該県道の設計速度に応じ、次の表の曲線半径の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の曲線半径の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

設 計 速 度 (単位 1時間につきキロメートル)	曲線半径 (単位 メートル)	
100	460	380
80	280	230
60	150	120
50	100	80
40	60	50
30	30	
20	15	

(曲線部の片勾配)

第19条 車道、中央帯(分離帯を除く。)及び車道に接続する路肩の曲線部には、曲線半径が極めて大きい場合を除き、当該県道の区分に応じ、かつ、当該県道の設計速度、曲線半径、地形の状況等を勘案し、次の表の最大片勾配の欄に掲げる値(第3種の県道で自転車道又は自転車歩行者道(以下「自転車道等」という。)を設けないものにあつては、6パーセント)以下で適切な値の片勾配を付するものとする。ただし、第4種の県道にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、片勾配を付さないことができる。

区 分	最大片勾配 (単位 パーセント)
第1種、第2種及び第3種	10
第4種	6

(曲線部の車線等の拡幅)

第20条 車道の曲線部においては、道路の設計の基礎とする自動車及び当該曲線部の曲線半径に応じ、車線(車線を有しない県道にあつては、車道)を適切に拡幅するものとする。ただし、第2種及び第4種の県道にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(緩和区間)

第21条 車道の屈曲部には、緩和区間を設けるものとする。ただし、第4種の県道の車道の屈曲部にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 車道の曲線部において片勾配を付し、又は拡幅をする場合においては、緩和区間においてすりつけをするものとする。

3 緩和区間の長さは、当該県道の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値(前項の規定によるすりつけに必要な長さが同欄に掲げる値を超える場合においては、当該すりつけに必要な長さ)以上とするものとする。

設 計 速 度 (単位 1時間につきキロメートル)	緩和区間の長さ (単位 メートル)
100	85
80	70
60	50

50	40
40	35
30	25
20	20

(視距等)

第22条 視距は、当該県道の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

設 計 速 度 (単位 1時間につきキロメートル)	視 距 (単位 メートル)
100	160
80	110
60	75
50	55
40	40
30	30
20	20

2 車線の数が2である県道(対向車線を設けない県道を除く。)においては、必要に応じ、自動車が追越しを行うのに十分な見通しの確保された区間を設けるものとする。

(縦断勾配)

第23条 車道の縦断勾配は、県道の区分及び県道の設計速度に応じ、次の表の縦断勾配の欄の左欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の縦断勾配の欄の右欄に掲げる値以下とすることができる。

区 分		設 計 速 度 (単位 1 時間につ きキロメートル)	縦断勾配 (単位 パーセント)	
第 1 種、 第 2 種 及 び 第 3 種	普通道路	100	3	6
		80	4	7
		60	5	8
		50	6	9
		40	7	10
		30	8	11
		20	9	12
	小型道路	100	4	6
		80	7	
		60	8	
		50	9	
		40	10	
		30	11	
		20	12	
第 4 種	普通道路	60	5	7
		50	6	8
		40	7	9
		30	8	10
		20	9	11
		60	8	
		50	9	

	小型道路	40	10	
		30	11	
		20	12	

(登坂車線)

第24条 普通道路の縦断勾配が5パーセント（設計速度が1時間につき100キロメートルであるものにあつては、3パーセント）を超える車道には、必要に応じ、登坂車線を設けるものとする。

2 登坂車線の幅員は、3メートルとするものとする。

(縦断曲線)

第25条 車道の縦断勾配が変移する箇所には、縦断曲線を設けるものとする。

2 縦断曲線の半径は、当該県道の設計速度及び当該縦断曲線の曲線形に応じ、次の表の縦断曲線の半径の欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、設計速度が1時間につき60キロメートルである第4種第1級の県道にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、凸形縦断曲線の半径を1,000メートルまで縮小することができる。

設 計 速 度 (単位 1時間につきキロメートル)	縦断曲線の 曲線形	縦断曲線の半径 (単位 メートル)
100	凸型曲線	6,500
	凹型曲線	3,000
80	凸型曲線	3,000
	凹型曲線	2,000
60	凸型曲線	1,400
	凹型曲線	1,000
50	凸型曲線	800
	凹型曲線	700
40	凸型曲線	450
	凹型曲線	450
30	凸型曲線	250
	凹型曲線	250
20	凸型曲線	100
	凹型曲線	100

3 縦断曲線の長さは、当該県道の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

設 計 速 度 (単位 1時間につきキロメートル)	縦断曲線の長さ (単位 メートル)
100	85
80	70
60	50
50	40
40	35
30	25
20	20

(舗装)

第26条 車道、中央帯（分離帯を除く。）、車道に接続する路肩、自転車道等及び歩道は、舗装するものとする。ただし、交通量が極めて少ない等特別の理由がある場合においては、この限りでない。

2 車道及び側帯の舗装は、その設計に用いる自動車の輪荷重の基準を49キロニュートンとし、計画交通量、自動車の重量、路床の状態、気象状況等を勘案して、自動車の安全かつ円滑な交通を確保することができるものとして構造令第23条第2項の国土交通省令で定める基準に適合する構造とするものとする。ただし、自動車の交通量が少ない場合その他の特別の理由がある場合においては、この限りでない。

3 第4種の車道、中央帯（分離帯を除く。）及び車道に接続する路肩（それぞれトンネルを除く。）の舗装は、当該県道の存する地域、沿道の土地利用及び自動車の交通の状況を勘案して必要がある場合においては、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

4 自転車道等及び歩道（それぞれトンネルを除く。）の舗装は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 雨水を地下に円滑に浸透させることができること。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- (2) 平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良いものとする。

(横断勾配)

第27条 車道、中央帯（分離帯を除く。）及び車道に接続する路肩には、片勾配を付する場合を除き、路面の種類に応じ、次の表の右欄に掲げる値を標準として横断勾配を付するものとする。

路面の種類	横断勾配 (単位 パーセント)
前条第2項に規定する基準に適合する舗装道	1.5 以上 2 以下
その他	3 以上 5 以下

2 前条第3項本文に規定する構造の舗装道にあつては、気象状況等を勘案して路面の排水に支障がない場合においては、横断勾配を付さず、又は縮小することができる。

3 前条第4項第1号本文に規定する構造の自転車道等及び歩道にあつては1パーセント、それ以外の自転車道等及び歩道にあつては2パーセントを標準として横断勾配を付するものとする。ただし、道路の構造、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(合成勾配)

第28条 合成勾配（縦断勾配と片勾配又は横断勾配とを合成した勾配をいう。以下同じ。）は、当該県道の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、設計速度が1時間につき30キロメートル又は20キロメートルの県道にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、12.5パーセント以下とすることができる。

設 計 速 度 (単位 1時間につきキロメートル)	合成勾配 (単位 パーセント)
100	10
80	10.5
60	

50	11.5
40	
30	
20	

(排水施設)

第29条 県道には、排水のため必要がある場合においては、側溝、街渠、集水桝その他の適当な排水施設を設けるものとする。

(平面交差又は接続)

第30条 県道は、駅前広場等特別の箇所を除き、同一箇所において同一平面で当該県道を含む5以上の道路と交会させてはならない。

2 県道が他の道路と同一平面で交差し、又は接続する場合においては、必要に応じ、屈折車線、変速車線若しくは交通島を設け、又は隅角部を切り取り、かつ、適当な見通しができる構造とするものとする。

3 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該部分の車線（屈折車線及び変速車線を除く。）の幅員は、第4種第1級の普通道路にあっては3メートルまで、第4種第2級又は第3級の普通道路にあっては2.75メートルまで、第4種の小型道路にあっては2.5メートルまで縮小することができる。

4 屈折車線及び変速車線の幅員は、普通道路にあっては3メートル、小型道路にあっては2.5メートルを標準とするものとする。

5 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該県道の設計速度に応じ、適切にすりつけをするものとする。

(立体交差)

第31条 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。）の数が4以上である普通道路が相互に交差する場合（県道以外の普通道路と相互に交差する場合を含む。）においては、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。ただし、交通の状況により不適当なとき又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないときは、この限りでない。

2 車線（屈折車線及び変速車線を除く。）の数が4以上である小型道路が相互に交差する場合（県道以外の小型道路と相互に交差する場合を含む。）及び普通道路と小型道路が交差する場合（県道以外の普通道路又は小型道路と交差する場合を含む。）においては、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。

3 県道を立体交差とする場合においては、必要に応じ、交差する道路を相互に連結する道路（以下「連結路」という。）を設けるものとする。

4 連結路については、第4条から第7条まで、第16条、第18条、第19条、第21条から第23条まで、第25条及び第28条の規定は、適用しない。

(鉄道等との平面交差)

第32条 県道が鉄道又は軌道法（大正10年法律第76号）による新設軌道（以下「鉄道等」という。）と同一平面で交差する場合においては、その交差する県道は次に定める構造とするものとする。

(1) 交差角は、45度以上とすること。

(2) 踏切道の両側からそれぞれ30メートルまでの区間は、踏切道を含めて直線とし、その区間の車道の縦断勾配は、2.5パーセ

ント以下とすること。ただし、自動車の交通量が極めて少ない箇所又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、この限りでない。

(3) 見通し区間の長さ（線路の最縁端軌道の中心線と車道の中心線との交点から、軌道の外方車道の中心線上5メートルの地点における1.2メートルの高さにおいて見通すことができる軌道の中心線上当該交点からの長さをいう。）は、踏切道における鉄道等の車両の最高速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とすること。ただし、踏切遮断機その他の保安設備が設置される箇所又は自動車の交通量及び鉄道等の運転回数が極めて少ない箇所については、この限りでない。

踏切道における鉄道等の車両の最高速度 (単位 1時間につきキロメートル)	見通し区間の長さ (単位 メートル)
50未満	110
50以上70未満	160
70以上80未満	200
80以上90未満	230
90以上100未満	260
100以上110未満	300
110以上	350

(待避所)

第33条 第3種第5級の県道には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない県道については、この限りでない。

(1) 待避所相互間の距離は、300メートル以内とすること。

(2) 待避所相互間の県道の大部分が待避所から見通すことができること。

(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、5メートル以上とすること。

(交通安全施設)

第34条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で道路構造令施行規則第3条に定めるものを設けるものとする。

(凸部、狹窄部等)

第35条 第4種第4級の県道又は主として近隣に居住する者の利用に供する第3種第5級の県道には、自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保する必要がある場合においては、車道及びこれに接続する路肩の路面に凸部を設置し、又は車道に狹窄部若しくは屈曲部を設けるものとする。

(乗合自動車の停留所等に設ける交通島)

第36条 自転車道等又は歩道に接続しない乗合自動車の停留所又は路面電車の停留場には、必要に応じ、交通島を設けるものとする。

(自動車駐車場等)

第37条 安全かつ円滑な交通を確保し、又は公衆の利便に資するため必要がある場合においては、自動車駐車場、自転車駐車場、乗合自動車停車所又は非常駐車帯を設けるものとする。

(防護施設)

第38条 落石、崩壊、波浪等により交通に支障を及ぼし、又は県道

の構造に損傷を与えるおそれがある箇所には、柵、擁壁その他の適当な防護施設を設けるものとする。

(トンネル)

第39条 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該県道の計画交通量及びトンネルの長さに応じ、適当な換気施設を設けるものとする。

2 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該県道の設計速度等を勘案して、適当な照明施設を設けるものとする。

3 トンネルにおける車両の火災その他の事故により交通に危険を及ぼすおそれがある場合においては、必要に応じ、通報施設、警報施設、消火施設その他の非常用施設を設けるものとする。

(橋、高架の県道等)

第40条 橋、高架の県道その他これらに類する構造の県道は、鋼構造、コンクリート構造又はこれらに準ずる構造とするものとする。

2 前項に規定するもののほか、橋、高架の県道その他これらに類する構造の県道の構造の基準に関し必要な事項は、道路構造令施行規則第5条に定めるところによるものとする。

(附帯工事等の特例)

第41条 道路に関する工事により必要を生じた県道に関する工事を施行し、又は道路に関する工事以外の工事により必要を生じた県道に関する工事を施行する場合において、第4条から前条までの規定(第7条、第16条、第17条、第27条、第29条、第34条及び第38条を除く。)による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(区分が変更される道路の特例)

第42条 県道の区域を変更し、当該変更に係る部分を市町村道とする計画がある場合において、当該県道を当該市町村道とすることにより構造令第3条第2項の規定による区分が変更されることとなるときは、構造令第3条第4項及び第5項、第4条並びに第12条の規定並びに第4条、第5条第1項、第4項及び第6項、第7条第2項から第6項まで、第9項及び第11項、第8条第1項、第11条第3項、第12条第1項、第2項及び第4項、第14条第1項、第16条第1項、第19条、第20条、第21条第1項、第23条、第25条第2項、第26条第3項、第30条第3項、第33条並びに第35条の規定の適用については、当該変更後の区分を当該県道の区分とみなす。

(小区間改築の場合の特例)

第43条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の県道の構造が、第4条、第5条第4項から第6項まで、第6条、第8条、第9条、第10条第3項、第11条第2項及び第3項、第12条第3項及び第4項、第14条第2項及び第3項、第18条から第25条まで、第26条第3項並びに第28条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 県道の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該県道の状況等からみて第4条、第5条第4項から第6項まで、第6条、第7条第2項、第8条、第9条、第10条第3項、第11条第2項及び第3項、第12条第3項及び第4項、第14条第2項及び第3項、第22条第1項、第24条第2項、第26条第3項、次条第1項及び第2項並びに第45条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路)

第44条 自転車専用道路の幅員は3メートル以上とし、自転車歩行者専用道路の幅員は4メートル以上とするものとする。ただし、自転車専用道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2.5メートルまで縮小することができる。

2 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路には、その各側に、当該道路の部分として、幅員0.5メートル以上の側方余裕を確保するための部分を設けるものとする。

3 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、構造令第39条第4項の建築限界を勘案して定めるものとする。

4 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、自転車及び歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。

5 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路については、第3条から第42条まで及び前条第1項の規定(自転車歩行者専用道路にあつては、第13条を除く。)は、適用しない。

(歩行者専用道路)

第45条 歩行者専用道路の幅員は、当該道路の存する地域及び歩行者の交通の状況を勘案して、2メートル以上とするものとする。

2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該歩行者専用道路の幅員は、構造令第40条第3項の建築限界を勘案して定めるものとする。

3 歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。

4 歩行者専用道路については、第3条から第12条まで、第14条から第42条まで及び第43条第1項の規定は、適用しない。

第3章 案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識の寸法

(道路標識の種類及び番号)

第46条 この章における道路標識の種類及び番号は、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和35年総理府・建設省令第3号。以下「標識令」という。)別表第1に定めるところによる。(案内標識の寸法)

第47条 標識令第3条の2の案内標識(以下「案内標識」という。)のうち、別表に掲げるものの辺の長さは、同表に定めるとおりとする。

2 別表に掲げる案内標識以外の案内標識の辺の長さは、当該案内

内標識に表示する文字等の大きさ及びその数並びに縁、縁線及び区分線の太さに応じた辺の長さとするものとする。

(警戒標識の寸法)

第48条 標識令第3条の2の警戒標識（以下「警戒標識」という。）

の辺の長さは、一辺45センチメートルを基準とするものとする。

2 前項の規定にかかわらず、道路法第48条の4に規定する自動車専用道路（以下「自動車専用道路」という。）に設ける警戒標識については、設計速度が1時間につき60キロメートル以上の自動車専用道路に設ける場合にあっては同項に規定する辺の長さの2倍まで、設計速度が1時間につき100キロメートルの自動車専用道路に設ける場合にあっては同項に規定する辺の長さの2.5倍まで、それぞれ拡大することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、自動車専用道路以外の県道に設ける警戒標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合は、同項に規定する辺の長さの1.3倍、1.6倍又は2倍に拡大することができる。

(補助標識の寸法)

第49条 標識令第3条の2の補助標識（以下「補助標識」という。）

の辺の長さは、縦10センチメートル以上、横40センチメートル以上60センチメートル以下（「注意事項（510）」を表示する補助標識にあっては、一辺30センチメートル）を基準とするものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助標識は、その附置される案内標識又は警戒標識を拡大し、又は縮小するときは、その辺の長さを同じ比率で拡大し、又は縮小することができる。

(委任)

第50条 前3条に規定するもののほか、案内標識、警戒標識及び補助標識の寸法に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成24年12月1日から施行する。

別表（第47条関係）

案内標識		辺の長さ
種類	番号	
入口の方向	103-A	縦120センチメートル、横120センチメートル
入口の方向	103-B	縦120センチメートル、横120センチメートル
入口の予告	104	縦120センチメートル、横120センチメートル
方面及び車線	107-A	縦180センチメートル、横210センチメートル
方面及び車線	107-B	縦140センチメートル、横250センチメートル
方面及び方向	108の2-D	縦140センチメートル、横320センチメートル
方面及び方向	108の2-E	縦120センチメートル、横200センチメートル
出口の予告	109	縦150センチメートル、横450センチメートル
方面及び出口の予告	110-A	縦270センチメートル、横350センチメートル
方面、車線及び出口の予告	111-A	縦245センチメートル、横350センチメートル

方面及び出口	112-A	縦270センチメートル、横350センチメートル
出口	113-A	縦195センチメートル、横240センチメートル
出口	113-B	縦295センチメートル、横150センチメートル
非常電話	116の2	縦90センチメートル、横60センチメートル
待避所	116の3	縦90センチメートル、横60センチメートル
非常駐車帯	116の4	縦90センチメートル、横60センチメートル
駐車場	117-A	縦60センチメートル、横60センチメートル
駐車場	117-B	縦90センチメートル、横60センチメートル
登坂車線	117の2-A	縦60センチメートル、横160センチメートル
登坂車線	117の2-B	縦90センチメートル、横240センチメートル
都道府県道番号	118の2-B	縦27センチメートル、横80センチメートル
都道府県道番号	118の2-C	縦27センチメートル、横80センチメートル
総重量限度緩和指定道路	118の3-A	縦70センチメートル、横100センチメートル
総重量限度緩和指定道路	118の3-B	縦70センチメートル、横100センチメートル
高さ限度緩和指定道路	118の4-A	縦70センチメートル、横100センチメートル
高さ限度緩和指定道路	118の4-B	縦70センチメートル、横100センチメートル
高さ限度緩和指定道路	118の4-C	縦70センチメートル、横100センチメートル
高さ限度緩和指定道路	118の4-D	縦70センチメートル、横100センチメートル
道路の通称名	119-A	縦24センチメートル、横80センチメートル
道路の通称名	119-B	縦24センチメートル、横80センチメートル
道路の通称名	119-C	縦80センチメートル、横20センチメートル
まわり道	120-A	縦30センチメートル、横45センチメートル

備考 1 案内標識の種類に応じ、この表の右欄に掲げる辺の長さを基準とする。

2 自動車専用道路に設ける案内標識で、地名が表示されているものについては、地名を表示する文字の字数の多少によりこの表に定める横の辺の長さを拡大し、又は縮小することができる。

3 自動車専用道路に設ける案内標識については、この表に定める辺の長さの3倍まで拡大することができる。

4 自動車専用道路以外の県道に設ける「駐車場」を表示する案内標識については、便所を表す記号を表示する場合にあっては、この表に定める横の辺の長さを同表の辺の長さの2.5倍まで拡大することができる。

5 自動車専用道路以外の県道に設ける「駐車場」、「総重量限度緩和指定道路（118の3-A・B）」、「高さ限度緩和指

定道路（118の4－A・B）」及び「まわり道（120－A）」を表示する案内標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、この表に定める辺の長さ（4に規定するところにより同表の横の辺の長さを拡大する場合にあっては、当該拡大後の同表の辺の長さ）の1.3倍、1.6倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。

6 自動車専用道路以外の県道に設ける「登坂車線」、「都道府県道番号（118の2－B・C）」及び「道路の通称名」を表示する案内標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、この表に定める辺の長さの1.5倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。

7 自動車専用道路以外の県道に設ける「道路の通称名」を表示する案内標識については、表示する文字の字数によりこの表に定める横の辺の長さ（「道路の通称名（119－C）」を表示するものについては、縦の辺の長さ）を拡大することができる。

神奈川県防災会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成24年10月23日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治
神奈川県条例第49号

神奈川県防災会議条例の一部を改正する条例

神奈川県防災会議条例（昭和37年神奈川県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

次の各号に掲げる委員の定数は、それぞれ当該各号に定める数とする。

第2条第1項第1号中「21人」を「8人」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員 8人

第2条第2項中「及び第3号」を「から第4号まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年10月23日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治
神奈川県条例第50号

地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成24年神奈川県条例第39

号）の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人地球学校の項中「港北区日吉七丁目22番57号」を「栄区小菅ケ谷一丁目2番1号地球市民かながわプラザNPOなどのための事務室内」に改め、同表に次のように加える。

特定非営利活動法人 あっとほーむ	横浜市都筑区牛久保 西三丁目2番7号	平成24年1月1日から 平成29年10月31日まで
特定非営利活動法人 湘南ふじさわシニア ネット	藤沢市藤沢496番地 藤沢森井ビル	平成24年1月1日から 平成29年10月31日まで

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

国民健康保険法に基づく都道府県調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年10月23日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治
神奈川県条例第51号

国民健康保険法に基づく都道府県調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例

国民健康保険法に基づく都道府県調整交付金の交付に関する条例（平成17年神奈川県条例第106号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「7分の6」を「9分の6」に改め、同条第5項中「7分の1」を「9分の3」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の規定は、平成24年度以後の調整交付金について適用し、平成23年度以前の調整交付金については、なお従前の例による。

神奈川県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年10月23日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治
神奈川県条例第52号

神奈川県屋外広告物条例の一部を改正する条例

神奈川県屋外広告物条例（昭和24年神奈川県条例第62号）の一部を次のように改正する。

第47条中「事務は」の次に「、平塚市」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(事務処理の特例に関する条例の一部改正)

3 事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号）

の一部を次のように改正する。

別表158の項及び159の項中「平塚市、」を削る。

神奈川県立の高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

平成24年10月23日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第53号

**神奈川県立の高等学校等の設置に関する条例の一部
を改正する条例**

神奈川県立の高等学校等の設置に関する条例（昭和39年神奈川
県条例第68号）の一部を次のように改正する。

別表第3 神奈川県立座間養護学校の項の次に次のように加える。

神奈川県立横浜ひなたやま支援 学校	横浜市瀬谷区南瀬谷二丁目20番 地
----------------------	----------------------

附 則

この条例は、平成24年11月1日から施行する。

神奈川県高校生修学支援等基金条例の一部を改正する条例をこ
ここに公布する。

平成24年10月23日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第54号

**神奈川県高校生修学支援等基金条例の一部を改正す
る条例**

神奈川県高校生修学支援等基金条例（平成21年神奈川県条例第
74号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び専修学校の高等課程」を「、専修学校の高等課
程及び各種学校（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学
校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省
令第13号）第1条第1項第2号に掲げるものに限る。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。